

「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会」準備会合
議事概要

1. 日時：令和4年6月21日（火）9：00～10：30

2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階 共用第4特別会議室（オンライン開催）

3. 出席者

（有識者）

大屋 雄裕	慶應義塾大学法学部法律学科教授
沖野 眞己	東京大学大学院法学政治学研究科教授
小塚 莊一郎	学習院大学法学部法学科教授
室岡 健志	大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授
山本 龍彦	慶應義塾大学大学院法務研究科教授

（敬称略、五十音順）

（消費者庁）

伊藤長官、高田次長、長谷川審議官、黒木消費者制度課長、ほか

4. 議題

- （1）有識者懇談会のテーマについて
- （2）有識者懇談会各回のヒアリング候補者について
- （3）有識者懇談会の進め方について

5. 議事概要

各議題について、有識者からの意見の概要は以下のとおり。

（1）有識者懇談会のテーマについて

- ・ 認知症高齢者や知的障害や精神障害のような類型的な脆弱性に加え、消費者の限定合理性や認知過程への介入の問題を近年の認知科学の成果を踏まえてしっかりと議論する必要がある。
- ・ デジタル技術やAIの活用に係る法規定等の在り方は、これらが消費者の権利を侵害する場面とともにAIエージェントのような消費者を守るために使われる側面も踏まえた検討が必要。
- ・ デジタル技術の活用においては、法的な強制ではなく誘導するナッジ、悪い方に捉えるとダークパターンの問題についても検討する必要がある。
- ・ 中間団体の役割として、国や司法制度と並ぶ救済方法としてより一層の活用を検討していく必要がある。
- ・ 消費者の自由・自律と安心・安全は、近代的には完全に両立し一致するとされてきたが、実はそこには「ずれ」があるという観点を踏まえた目的規定の検討が必要。

- ・ 物理的な証憑が残らないデジタル取引の特性を踏まえた規律の在り方についても検討していく必要がある。
- ・ インターネットを介した取引のボーダレス化に伴う諸問題についても検討していく必要がある。抵触法の問題としてではなく、国境を使って消費者の権利が制限される問題として実質法的な問題としてとらえる検討も必要ではないか。
- ・ 消費者契約法に期待するものの変化とそれへの対応状況の検証・検討が必要。
- ・ 競争法との関係や消費者利益のとらえ方等消費者法のアイデンティティーも考えていくべきではないか。

等

(2) 有識者懇談会各回のヒアリング候補者について

- ・ ヒアリングについては、若手の研究者や実務家も含めて広く話を聞く機会があると、新たな視点からの知見を得られるのではないか。
- ・ 憲法、民法・消費者契約法、行政法等の法学の有識者の他、情報学や社会学（情報倫理や情報デザイン倫理）の有識者や、国境を越えて消費者の権利が侵害されるような問題については国際私法の有識者、消費者被害を未然に防止する規律の在り方を考えるうえで経済学（事業者行動へのインセンティブ設計）の有識者、等からのヒアリングなどが必要である。
- ・ 認知過程への介入の実態を踏まえて議論を進めるため、心理学や行動経済学といった認知科学の分野やユーザーエクスペリエンス/ユーザーインターフェースについての調査、ヒアリングも考えられるのではないか。

等

(3) 有識者懇談会の進め方について

- ・ 座長を置かず各回ごとにモデレーターを指定するフラットな議論の場とするのが適当ではないか。
- ・ 各回においては多方面の有識者ヒアリングを実施しそれをもとに懇談会構成員の議論を深めていく形で進めるのが適当ではないか。
- ・ 有識者懇談会は出席者の時間的な負担を考慮して対面に拘らずオンラインも活用して行うことが適当ではないか。
- ・ 懇談会の議事は広く関心を持ってもらえるテーマであると思われるため、ライブ配信など新しいツールで情報発信していくことは良いと思うが、ヒアリングの内容によって、具体の事例が出るような場合には配慮が必要である。
- ・ 懇談会と並行して必要な調査を実施し、適宜議論に活かしていくことが適当。海外法制の調査は、個別の国のほか国際的な立法提案なども視野に入れつつ、ポイントや切り口を絞って取り組むべき。

等

以上